# 一級建築士各種届出に係る オンライン申請マニュアル 申請者用

▲ 公益社団法人日本建築士会連合会 2022 年 1 月 Ver 1.3

# 目 次

1.	一級建築士の各種届出に係るオンライン申請受付につ	ハて 1
1-1	オンライン申請受付の概要	
1-2	システム利用の注意事項	
1-3	各種届出等に必要な書類について	
1-4	オンライン申請の流れ	5
2.	各種届出申請用システムの操作方法(申請者用画面)	ε
2-1	仮登録申請	6
(	①はじめてオンライン申請をする方	
2-2	仮登録申請に必要な事項の入力	
2-3	マイページの作成	
(	①ログイン	
	②基本情報の登録	
	③基本情報の変更	
2-4	一級建築士の各種届出	
2-5	申請書の提出	
2-6	申請書と必要書類の<再提出>	
2–7	手続きの完了	
く参	⇒考>各種届出の申請書類の提出のページ	22
●死	亡届	
●建	築士法第8条の2第2号の届出	
●精	神機能の障害の届出	
●失	踪宣告届	
●免	許取り消し	26

# 1. 一級建築士の各種届出に係るオンライン申請受付について

#### 1-1 オンライン申請受付の概要

一級建築士の住所等の変更届出、死亡の届出、法第8条の2第二号の届出、精神機能の障害に関する届出、失踪宣告の届出、取消の申請(以下、「各種届出」という。)をオンラインで受け付けます。日本建築士会連合会のHPからオンライン申請用のマイページ登録を行っていただくことでオンライン申請が可能となります。

#### 1-2 システム利用の注意事項

- ①電子申請についてはメールアドレス(個人のPCメールアドレス(勤務先のメールアドレス又は個人の携帯メールアドレスは不可)が必須となります。日本建築士会連合会および住所地の建築士会からメールの送信も行いますので、必ず受信可能な設定にしてください。なお、日本建築士会連合会および住所地の建築士会から送信するメールについて受信できない場合等に発生するいかなる不利益についても日本建築士会連合会および住所地の建築士会は責任を負いません。
- ②申請のために作成したファイル及び作成に使用した書類については、少なくとも手続きの完了までは適切に保存をしておいてください。提出いただいたファイルについて確認や修正をお願いすることがございます。
- ③一級建築士の登録番号がわからない場合は、各種届出のオンライン申請はできませんので、 日本建築士会連合会または住所地の建築士会に連絡ください。
- ④操作可能な OS は Windows のみです。Mac には対応していません。

# 1-3 各種届出等に必要な書類について

#### ①【各種届出書】

届出ごとに必要な書類(以下参照)について、ホームページの案内ページからファイルをダウンロードし、必要事項を記入または入力のうえPDF形式のファイルで作成してください。

届出等の種類	必要な書類	
住所等の変更届出	●一級建築士住所等の変更届出	
	※ファイル名「一級建築士番号+JYUSHO」の名称として PDF で作成	
死亡の届出    ●一級建築士死亡届		
	※ファイル名「一級建築士番号+SIBOU」の名称として PDF で作成	
法第8条の2第二号	●一級建築士に係る建築士法第8条の2第二号の届出	
の届出	※ファイル名「一級建築士番号+8JYOU2」の名称として PDF で作成	
精神機能の障害に関	●一級建築士に係る精神機能の障害の届出	
する届出	※ファイル名「一級建築士番号+SEISIN」の名称として PDF で作成	
失踪宣告の届出	●一級建築士失踪宣告届	
	※ファイル名「一級建築士番号+SISOU」の名称として PDF で作成	
取消の申請	●一級建築士免許取消申請書	
	※ファイル名「一級建築士番号+TORIKESHI」の名称として PDF で作成	

### ②【添付書類】

届出ごとに必要な添付書類(以下参照)を準備し、スキャナーで読み取ってPDF形式でファイルを作成してください。

届出等の種類	必要な添付書類	
住所等の変更届出	●本人確認ができる公的な身分証明書	
	※ファイル名「一級建築士番号+MIBUN」の名称として PDF で作成	
	※<1 点でよい書類>運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバ	
	ード(通知カードは不可)、宅地建物取引士証等	
	※<2 点必要な書類(AとBから 1 点づつ又はAから 2 点)>	
	A・健康保険・国民健康保険・共済組合員証 ・国民年金、厚生年金、共済年金手帳(証書)等	
	B・会社等の身分証明書(写真付きのもの)等	
死亡の届出	●住民票(除票)の写し	
	※ファイル名「一級建築士番号+JYUMIN」の名称として PDF で作成	
	・発行の日から6ヶ月以内のもの	
	●本人確認ができる公的な身分証明書(申請者のもの)	
	※ファイル名「一級建築士番号+MIBUN」の名称として PDF で作成	
	※<1 点でよい書類>運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカ	
	一ド(通知カードは不可)、宅地建物取引士証等	
	※<2 点必要な書類(AとBから1点づつ又はAから2点)>	
	A・健康保険・国民健康保険・共済組合員証 ・国民年金、厚生年金、共済年金手帳(証書)等	
	B・会社等の身分証明書(写真付きのもの)等	
	※一級建築士免許証(免許証明書)(原本) ←別途住所地の都道府県建築	
	士会へ郵送してください。	
法第8条の2第二号	●住民票の写し	
の届出	※ファイル名「一級建築士番号+JYUMIN」の名称として PDF で作成	
	・発行の日から6ヶ月以内のもの	
	●本人確認ができる公的な身分証明書	
	※ファイル名「一級建築士番号+MIBUN」の名称として PDF で作成※<1 点でよい書類>運転免許	
	証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカード(通知カードは不可)、宅地	
	建物取引士証等	
	※<2 点必要な書類(AとBから1点づつ又はAから2点)>	
	A・健康保険・国民健康保険・共済組合員証 ・国民年金、厚生年金、共済年金手帳(証書)等	
	B・会社等の身分証明書(写真付きのもの)等	
	※一級建築士免許証(免許証明書)(原本)←別途住所地の都道府県建築士	
	会へ郵送してください	
精神機能の障害に関	●医師の診断書	
する届出	※ファイル名「一級建築士番号+SINNDANN」の名称として PDF で作成	
	・発行の日から 6 ヶ月以内のもの	
	・病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込み、その他必要となる所見を記載したもの	
	●本人確認ができる公的な身分証明書(申請者のもの)	

	※ファイル名「一級建築士番号+MIBUN」の名称として PDF で作成		
	※<1 点でよい書類>運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカ		
	一ド(通知カードは不可)、宅地建物取引士証等		
	※<2 点必要な書類(AとBから1点づつ又はAから2点)>		
	A・健康保険・国民健康保険・共済組合員証 ・国民年金、厚生年金、共済年金手帳(証書)		
	B・会社等の身分証明書(写真付きのもの)等		
	※一級建築士免許証(免許証明書) (原本) ←別途住所地の都道府県建築:		
	会へ郵送してください		
失踪宣告の届出	●住民票(除票)の写し		
	※ファイル名「一級建築士番号+JYUMIN」の名称として PDF で作成		
	・発行の日から6ヶ月以内のもの		
	●本人確認ができる公的な身分証明書(申請者のもの)		
	※ファイル名「一級建築士番号+MIBUN」の名称として PDF で作成		
	※<1 点でよい書類>運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカ		
	ード(通知カードは不可)、宅地建物取引士証等		
	※<2 点必要な書類(AとBから1点づつ又はAから2点)>		
	A ・健康保険・国民健康保険・共済組合員証 ・国民年金、厚生年金、共済年金手帳(証書)等		
	B・会社等の身分証明書(写真付きのもの)等		
	※一級建築士免許証(免許証明書)(原本) ←別途住所地の都道府県建築		
	士会へ郵送してください		
取消の申請	●住民票の写し		
	※ファイル名「一級建築士番号+JYUMIN」の名称として PDF で作成		
	・発行の日から6ヶ月以内のもの		
	●本人確認ができる公的な身分証明書		
	※ファイル名「一級建築士番号+MIBUN」の名称として PDF で作成		
	※<1 点でよい書類>運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカ		
	ード(通知カードは不可)、宅地建物取引士証等		
	※<2 点必要な書類(AとBから1点づつ又はAから2点)>		
	A・健康保険・国民健康保険・共済組合員証 ・国民年金、厚生年金、共済年金手帳(証書)等		
	B・会社等の身分証明書(写真付きのもの)等		
	※一級建築士免許証(免許証明書) (原本) ←別途住所地の都道府県建築士		
	会へ郵送してください		

#### 1-4 オンライン申請の流れ

- ① 日本建築士会連合会の HP からオンライン申請用のページにアクセスいただき、オンライン申請における注意事項に同意の上、申請を開始してください。マイページ作成のための仮登録申請画面が表示されますので、カナ氏名・住所地の選択・一級建築士登録番号・メールアドレスの登録を入力ください。
- ② 仮登録いただいた情報を基に、住所地の建築士会にて登録情報の確認を行います。確認が 取れた方から順に仮登録時に入力頂いたメールアドレス宛てに、登録の確認ができた旨お よび電子申請のためのマイページ作成用の URL や仮パスワード等の連絡をいたします。
- ③ 建築士会から送信されたメールに記載の URL にアクセスいただき、ログインID(登録いただいたメールアドレス)及び仮パスワードを入力の上、ログインするを選択ください。ログイン後に申請情報及び新規パスワードの登録を行っていただければマイページの登録が完了します。
  - ※仮登録の完了メールの受信から 24 時間以内にマイページの登録がされないと、仮登録申請からやり直しになりますのでご注意ください。
- ④ マイページの表示に従い、必要となるファイルを準備してください。準備いただいたファイルを所定の形式、ファイル名としていただき、全てのファイルを一括して ZIP 化した上で、マイページ上にアップロードをしてください。 ZIP 化したファイルにはパスワードを設定しないでください。 ZIP ファイルの名称は一級建築士の番号(半角数字 6 桁)としてください(ZIP ファイルの上限: 20MB)。
- ⑤ ファイル内容に不足や不備等があると、その旨を知らせる再提出依頼メールが送信されます。
- ⑥ 不足や不備について修正を行った上で、再度マイページ上にファイルのアップロードを行ってください。
- ⑦ ファイル内容に問題がない場合、申請書類の受付が完了された旨のメールが送信されます。
- ⑧ 建築士会における届出の処理が完了すると手続き完了のメールが送信されます。

# 2. 各種届出申請用システムの操作方法(申請者用画面)

#### 2-1 仮登録申請

#### ①はじめてオンライン申請をする方

はじめに、各種届出に必要な提出書類を作成し、ZIP ファイルにまとめておくと、以下の手続きがスムースに行えます。

連合会 HP から「各種届出のオンライン申請」のページへ入ります。

http://www.kenchikushikai.or.jp/touroku/kenchikushi/others online.html

注意事項をお読みいただき、「上記の注意事項に同意し、各種届出をはじめてオンライン申請する」を選択し、仮登録申請の画面に進みます。



#### 2-2 仮登録申請に必要な事項の入力

カナ氏名・メールアドレス・<u>一級建築士の登録番号</u>の入力、現住所の都道府県を選択し、 『仮登録申請する』を押します。



#### ●仮登録申請受付完了メッセージ

仮登録申請されたカナ氏名・一級建築士の登録番号をシステムのデータと突合させ、 確認が取れると、下記のメッセージが表示され、入力いただいたメールアドレス宛にマイペ ージ登録のための URL、ログイン ID、仮パスワード等が自動送信されます。

仮登録申請(名	各種属出)完了	
		申請を受け付けいたしました。 ドレスにマイベージ用 <i>URL</i> を送信しました。
	✓メールに記載されているマイページ用URLをクリック	アするか、ブラウザに入力し、マイページ画面にアクセスしてください。
		<b>件名:</b> 仮登録完了のお知らせ <b>日時:</b> Wed, 10 Mar 2021 13:01:10 +0:900
		仮登録が完了しました。 ====================================

#### ●仮登録申請エラーメッセージ

システムでの突合の結果、確認が取れなかった場合、以下のエラーメッセージが表示されます。



#### 2-3 マイページの作成

#### ①ログイン

システムから自動送信されたメールに記載されている URL からオンライン申請のページへ進みます。

仮登録申請時にシステムから自動返信されたメールに記載されているログイン ID (登録したメールアドレス) とパスワードを入力し、「マイページの作成」に進みます。

一級建築士免許等オンライン申請受付							
インターネットによる一級建築士免許の新規登録申請、一級建築士の各種届出等は、マイページから行います。							
マイページの	マイページの作成						
マイページの作成を行います。 仮登録完了を知らせる旨のメールに記載のあるログインID(登録いただいたメールアドレス)及び仮パスワードを入力してください。							
	ログインID						
	仮パスワード						
	マイページを作成済みの方はこちらをご覧ください						
マイベージの作成							



次ページへ

#### 2-3 マイページの作成

#### ②基本情報の登録

- ・仮登録されたカナ氏名、一級建築士の登録番号、現住所の都道府県が表示されています。
- ・「氏名」を漢字で入力します。

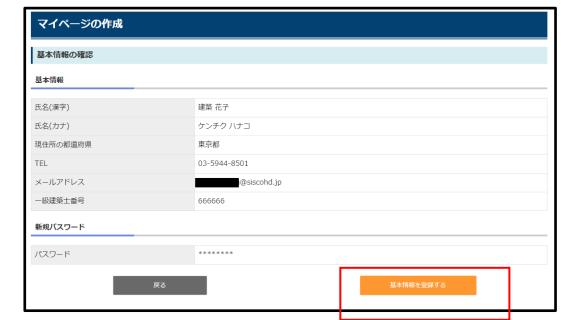
※WEB上では一部の旧字・外字は使用できませんので、常用漢字で入力してください。

- ・「TEL」の入力では、日中連絡の取れる番号を入力してください。
- ・「新規パスワードの登録」 ここで仮パスワードから任意のパスワードに変更ください。
- ※代理人による届出が可能な手続きは、以下になります。

代理の方が届出をされる場合は、今回行う届出にチェックを入れると、代理人氏名の記入 欄が表示されますので入力ください。

- 〇死亡の届出
- 〇精神機能の障害に関する届出
- 〇失踪宣告の届出
- ※これら以外の届出は、必ず本人が届出を行う必要があるため、代理人氏名の欄は記入をしないでください。





内容確認の上、『基本情報を登録する』をクリックいただくと マイページの登録が完了します。

基本情報の登録完了が表示され、登録いただいたメールアドレスに 「登録完了メール」が配信されます。



続けて申請を進める場合、各種届出等 の選択画面に進みます。

後から申請をする場合又はメールアドレス等を変更する場合は、登録いただいた ID 及びパスワードにて「マイページ」にログインして進めてください。

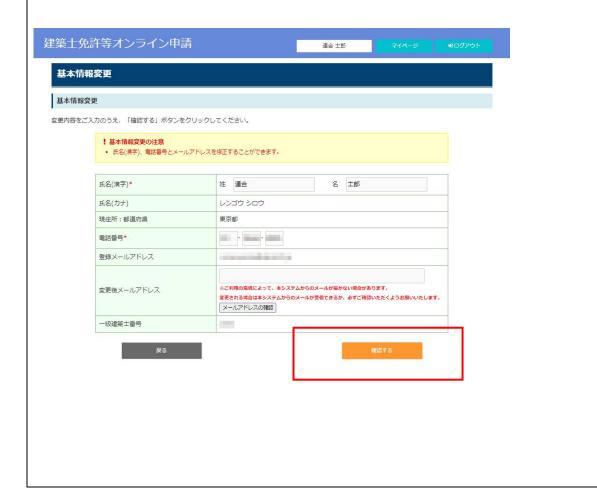
#### 2-3 マイページの作成

#### ③基本情報の変更

マイベージに登録した氏名、電話番号、メールアドレスを変更する場合は、マイページ画面で「基本情報の変更」をクリックしてください。



画面が切り替わり、氏名、電話番号、メールアドレスを入力する事が可能となります。 入力後、「確認する」をクリックしてください。



#### <一級建築士の各種届出に係る申請書と必要書類の確認>

各種届出に必要となる申請書と必要書類は届出の種別により異なります。ご自身の該当する 項目を選択いただきますと必要書類が表示されます。

※<u>入力いただいた内容に応じて必要な申請書類と必要書類が表示されます</u>が、ここでは『住 所等の届出』のケースで解説します。

マイページ作成後に続けて申請を行う場合は、②へお進みください。

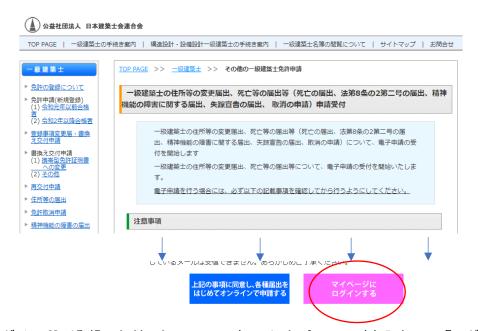
#### 2-4 一級建築士の各種届出

①マイページへログイン 届出の選択

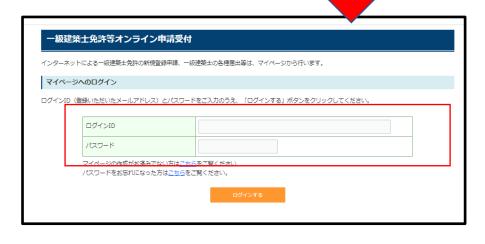
連合会 HP から「各種届出のオンライン申請」のページへ入ります。

http://www.kenchikushikai.or.jp/touroku/kenchikushi/others\_online.html

画面をスクロールし、最下段の『マイページにログインする』を選択します。



ログイン ID(登録いただいたメールアドレス)とパスワードを入力して『ログインする』を クリックしてください。

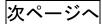


●届出の選択 各種届出画面から届出等を行う書類を選択ください。ここでは『住所等の 届出』を選択したケースで進めていきます。



マイページ作成のための基本情報の登録において、代理人氏名の欄を入力すると「住所等の届出」、「法第8条の2第2号の届出」、「取消の申請」の選択ボタンは表示されませんのでご注意下さい。



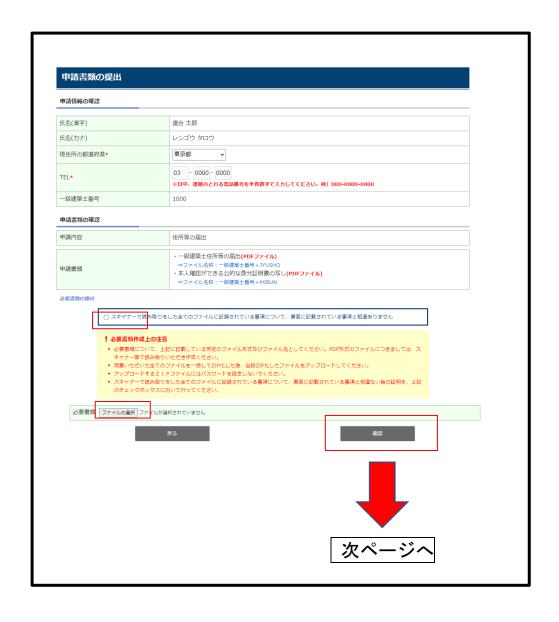


#### 2-5 申請書の提出

届出に必要な添付書類が表示されます。

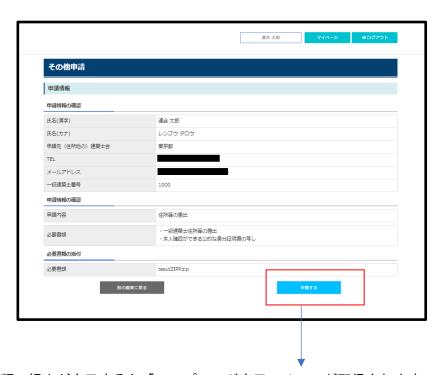
必要な書類をスキャナーで読み取ってPDF形式でファイルを作成してください。

準備いただいた全てのファイルを一括して ZIP 化 (ZIP ファイルの上限: 20MB ZIP ファイルにはパスワードは設定しないでください。ZIP ファイルの名称は一級建築士の番号(半角数字 6 桁)としてください。)してから、「ロスキャナーで読み取りをした全てのファイルに記録されている事項について、書面に記載されている事項と相違ありません」のチェックボックスをクリックします。その後に「ファイルの選択」ボタンをクリックして ZIP ファイルをアップロードしてください。アップロードが完了したら『確認する』をクリックします。



申請内容の確認画面が表示されます。

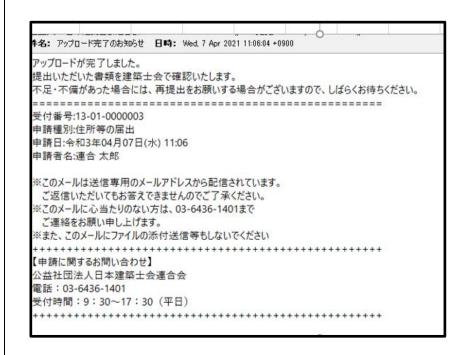
内容を確認し、よろしければ『申請する』を選択します。



書類の提出が完了すると「アップロード完了」メールが配信されます。メールでその旨の通知がされます。



#### アップロード完了の旨のメール

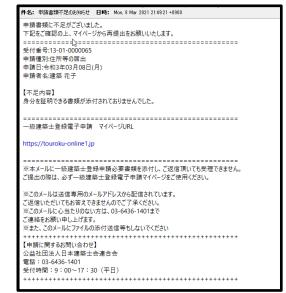


#### マイページのステータスが『申請受付中』の表示になります。



#### 2-6 申請書と必要書類の<再提出>

提出書類に不備があると、再提出を依頼するメールが送信され、マイページにも再提出依頼 がなされます。メール本文には不足している書類や、内容の不備を記載しています。



マイページにログインして『必要書類の再提出』を選択してください。



メールに記載している指摘事項について修正を行った上で、再度 PDF ファイルで作成し、前回と同様に必要書類のすべてを ZIP ファイル化してアップロードします。

※アップロード対象書類は修正を指摘された書類だけでなく全てとなりますのでご注意ください。





●申請書類が再提出された旨のメールが送信されます。



●提出書類に不足が無い場合、申請書類の受付が完了された旨のメールが送信されます。 再び書類に不備がありますと再提出のご依頼メールが送信されます。先の手順にしたがっ て再提出をお願いします。





●届出の完了ができない場合、その旨のメールが送信されます。



#### 2-7 手続きの完了

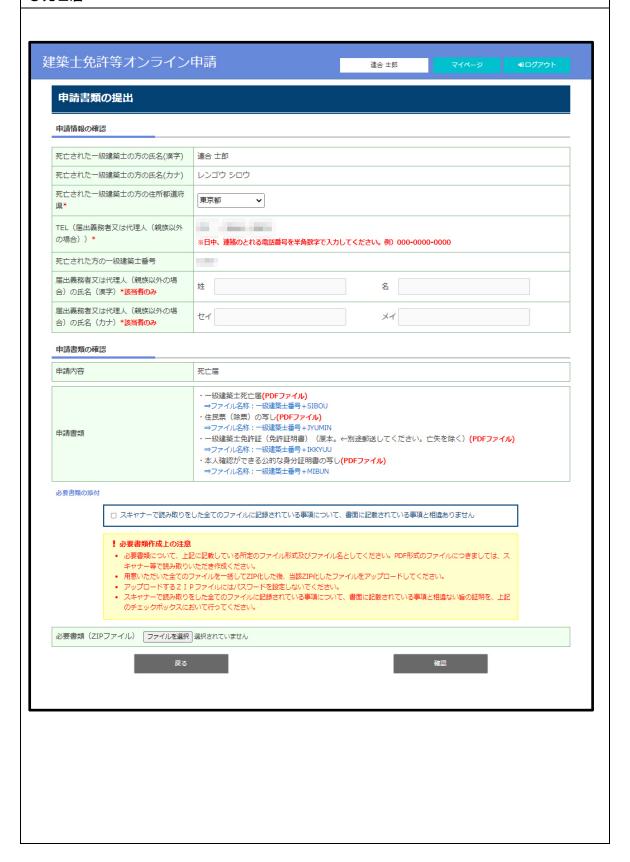
●連合会での変更処理が完了しますと、申請手続き完了のメールが送信され、ステータスが 『手続き完了』に変更されます。以上で変更手続きが完了します。





今後、各種届出はマイページからオンライン申請ができますので、<u>登録されたメールアドレ</u>ス、パスワードを大切に保管等いただきますようお願いいたします。

#### ●死亡届



●建築士法第8条の2第2号の届出



●精神機能の障害の届出



#### ●失踪宣告届



●免許取り消し

